

東浦町の環境を守る基本計画見直し委託業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 東浦町の環境を守る基本計画見直し委託業務を委託する業者の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、東浦町の環境を守る基本計画見直し委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、東浦町の環境を守る基本計画見直し委託業務を委託する業者の選定に関する審査方法及び審査基準の策定並びに審査を行う。

(組織)

第3条 審査委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、職員のうちから町長が指名する。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年2月21日から施行する。

2 この要綱は、東浦町の環境を守る基本計画見直し委託業務に係る契約相手先を決定した日限り、その効力を失う。